

三条市農業委員会総会議事録

日 時 令和5年1月31日 午前9時30分

場 所 三条市役所栄庁舎 3階ホール

会議に付した議題

議第1号 農用地利用集積計画の承認について

議第2号 農用地利用配分計画（案）に対する意見について

議第3号 事業計画変更申請について

議第4号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

報告事項

報第1号 第3調査部会の調査結果報告について

報第2号 農政対策部会の結果報告について

報第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の解約通知について

報第4号 作付変更届について

報第5号 農地法第3条の3第1項の届出について

報第6号 あっせん譲受等候補者名簿の登載について

農業委員出席委員 18名

1番 山 倉 広 委員	2番 山 屋 和 徳 委員
3番 熊 倉 睦 委員	4番 栞 原 一 郎 委員
5番 馬 場 良 子 委員	6番 坂 井 浩 行 委員
7番 田 邊 稔 委員	8番 捧 幸 伸 委員
9番 佐 藤 秀 樹 委員	10番 野 崎 文 夫 委員
11番 岡 崎 耕一郎 委員	12番 島 影 正 幸 委員
14番 小 林 茂 宏 委員	15番 佐 藤 一 富 委員
16番 三 師 満 夫 委員	17番 佐 藤 裕 雄 委員
18番 田 邊 敦 子 委員	19番 廣 川 哲 也 委員

農業委員欠席委員 1名

13番 清 野 秀 作 委員

推進委員出席委員 17名

飯 塚 栄三千 委員	井 上 利 弥 委員
大 口 伸 昭 委員	蒲 澤 利 嗣 委員
北 澤 正 之 委員	小 池 秀 一 委員
笹 岡 大 介 委員	高 山 弘 則 委員

長谷川 淨 二 委員
松 岡 博 一 委員
矢 代 誠 一 委員
吉 田 精 一 委員
渡 辺 秀 人 委員

原 田 孝 一 委員
松 下 正 樹 委員
山 谷 秀 昭 委員
吉 田 昇 委員

推進委員欠席委員 1名

廣 川 久 一 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長 阿 部 勝 峰
経 営 基 盤 係 長 上 林 裕 則
経 営 基 盤 係 主 任 佐 藤 信 幸

午前9時25分 開会及び開議

(午前10時05分 三條新聞社傍聴)

議長（野崎会長）

それでは、これより定例総会を開会いたします。

(挨拶 略)

出席状況をお知らせします。農業委員、現在員19名、出席18名、欠席1名、推進委員、現在員18名、出席17名、欠席1名でありますので、会議は成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名をいたします。

3番、熊倉睦委員、15番、佐藤一富委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。

議事に入る前に、皆さんにお諮りしたいと思います。議第1号及び議第2号に議事参与の制限に該当する方がいらっしゃいますが、三条市農業委員会会議規則第14条ただし書に基づき、皆様の御同意をいただいて議事を進めてまいりたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、御同意をいただきましたので、そのように進めさせていただきます。

議事に入りたいと思います。

議第1号『農用地利用集積計画の承認について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

議題1号説明の前に、大変恐縮ですが、議案訂正のお願いと併せておわびを申し上げます。

お手元に配付させていただきました「議第1号 農用地利用集積計画の承認について

（利用権設定）正誤表」を御覧願います。こちらの案件は、令和4年12月総会で御審議をいただきました議第1号中、471番、利用権の新規設定の案件であります。新規設定する農用地のうち、朱書きについて記載漏れがありましたので、追加をお願いするものでございます。議案作成の際、複数ページにわたっていた申出書、各筆明細書の2ページ以降の筆の記載を見落としていたものでございます。今後は、複数ページにわたる申請があった場合には付箋で印をつけることを徹底し、複数の職員で確認しながら、再発防止に努めてまいります。誠に申し訳ありませんでした。この後の議第1号と併せて御審議をお願いいたします。

それでは、議第1号『農用地利用集積計画の承認について』御説明いたします。

最初に、所有権移転に係る案件につきまして御説明いたします。

2ページを御覧願います。今月の申請は2件で、合計面積1万1,627.82平米であります。

なお、いずれも先ほど開催されました農地銀行運営委員会で、あっせん委員より報告をいただきました案件であります。

1ページをお願いします。

668番は、代官島地内ほかの農地32筆、1万188.82平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

2ページをお願いします。

669番は、南五百川地内の農地3筆、1,439平米をあっせんによる売買により取得したいものであります。価格は、10アール当たり〇〇〇円であります。

続きまして、利用権設定に係る案件につきまして御説明いたします。

13ページを御覧願います。今月の申請は、新規設定27件、面積13万5,860平米、再設定6件、面積2万2,417.83平米、合計では33件、面積15万8,277.83平米であります。

それでは、戻りまして、3ページの670番から順に御説明いたします。

なお、利用権を設定する者、受ける者、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料につきましては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

670番から7ページの684番までの15件は、相対で、それぞれ新規に利用権設定をするものであります。

670番は、曲渕三丁目地内の農地2筆、1,970平米。

671番は、芹山地内ほかの農地4筆、1万2,500平米。

672番は、森町地内の農地4筆、6,204平米。

673番は、荒沢地内の農地1筆、1,617平米。

4ページをお願いします。

674番は、中浦地内の農地5筆、4,068平米。

675番は、大沢地内の農地4筆、7,886平米。

676番は、吉田地内の農地5筆、2,032平米。

677番は、馬場地内ほかの農地10筆、6,830平米。

678番は、新光地内ほかの農地14筆、8,857平米。

6 ページをお願いします。

679番は、塚野目地内ほかの農地 6 筆、5,253 平米。

680番は、大宮新田地内の農地 3 筆、6,049 平米。

681番は、諏訪三丁目地内の農地 4 筆、2,385 平米。

682番は、代官島地内ほかの農地10筆、6,761 平米。

683番は、栄荻島地内の農地 1 筆、2,806 平米。

684番は、棚鱗地内ほかの農地 4 筆、4,900 平米。

以上15件は、相対で、新規にそれぞれ利用権設定をするものであります。

8 ページの685番から11ページの696番までの12件は、農地中間管理事業に伴い、公益社団法人新潟県農林公社が新規にそれぞれ 5 年または10年間利用権設定をするものであります。

それでは、685番から順に御説明いたします。

8 ページをお願いします。

685番は、大宮新田地内の農地 4 筆、8,072 平米。

686番は、吉田地内の農地 4 筆、8,415 平米。

687番は、吉田地内の農地 6 筆、1 万701 平米。

688番は、吉田地内の農地 1 筆、2,666 平米。

689番は、吉田地内の農地 2 筆、3,984 平米。

690番は、吉田地内の農地 8 筆、1 万3,228 平米。

10ページをお願いします。

691番は、大宮新田地内の農地 2 筆、2,022 平米。

692番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,023 平米。

693番は、白山新田地内の農地 1 筆、1,706 平米。

694番は、白山新田地内の農地 1 筆、670 平米。

695番は、白山新田地内の農地 1 筆、973 平米。

696番は、下保内地内の農地 1 筆、1,282 平米。

以上12件は、新潟県農林公社が新規にそれぞれ 5 年または10年間利用権設定をするものであります。

697番から12ページの702番までの 6 件につきましては、再設定でありますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に、先日調査部会で調査いただいておりますので、その結果を報告願います。

第3 調査部会長は梶原代理の隣に着席願います。

7 番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

それでは、第3調査部会の調査結果について御報告をいたします。

第3調査部会では、1月25日午前9時から厚生福祉会館第2集会室におきまして、部会員と野崎会長、榎原会長代理出席の下、会議を開催いたしました。事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前10時29分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第1号『農用地利用集積計画の承認について』は、所有権移転2件、新規設定27件、再設定6件、合計件数35件、面積16万9,905.65平米で、書類審査及び事務局からの詳細説明を受け、いずれも農地の効率的利用、農作業に常時従事すると認められることなど、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、全件承認相当といたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

なお、委員の質問等の発言については、挙手をし、発言を求め、議長の許可を得てから発言をお願いいたします。

しばらくして発言がないようですので、お諮りをいたします。議第1号につきまして、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第2号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』御説明いたします。

17ページを御覧願います。今月、意見を求められている案件は、新規設定5件、面積5万5,742平米、利用権移転10件、面積3万1,938.20平米、合計では15件、面積8万7,680.20平米であります。

14ページにお戻りいただき、1番から順に御説明いたします。

一番左側の番号欄の括弧内に記載しております番号は、先ほど御審議をいただきました議第1号『農用地利用集積計画の承認について』に対応する番号でございます。

なお、借受人、契約の種類、期間及び10アール当たり賃借料、受人の状況につきまして

ては記載のとおりですので、説明を省略させていただきます。

1 番は、大宮新田地内の農地 4 筆、8,072 平米。

2 番は、吉田地内の農地 21 筆、3 万 8,994 平米。

3 番は、大宮新田地内の農地 3 筆、4,045 平米。

4 番は、白山新田地内の農地 3 筆、3,349 平米。

5 番は、下保内地内の農地 1 筆、1,282 平米。

以上 5 件は、それぞれ記載の借受人に新規に貸付けをしたいとするものでございます。
続きまして、利用権移転の案件でございます。

6 番から 17 ページの 15 番までの 10 件は、これまでの総会におきまして異議ないものとして県公告がなされました利用配分計画のうち、耕作者の変更があった農地について、移転日のとおり利用権移転するものであります。

6 番は、上保内地内の農地 7 筆、2,457.15 平米。

7 番は、上保内地内の農地 2 筆、1,772 平米。

16 ページまで続きますが、8 番は、上保内地内の農地 12 筆、3,944.61 平米。

9 番は、吉田地内の農地 3 筆、7,693 平米。

10 番は、大宮新田地内の農地 2 筆、4,026 平米。

11 番は、大宮新田地内の農地 1 筆、2,023 平米。

12 番は、大宮新田地内の農地 4 筆、2,793.99 平米。

13 番は、北入蔵二丁目地内の農地 2 筆、1,150 平米。

14 番は、上保内地内の農地 4 筆、1,133 平米。

15 番は、上保内地内の農地 15 筆、4,945.45 平米。

以上 10 件は、耕作者の変更がありましたので、移転日のとおり利用権移転するものであります。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7 番、田邊稔委員。

第 3 調査部会長（7 番田邊 稔委員）

議第 2 号『農用地利用配分計画（案）に対する意見について』は、新規設定 5 件、利用権移転 10 件、合計件数 15 件、面積 8 万 7,680.20 平米で、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、全件異議ないものと認めるという意見であります。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長(野崎会長)

それでは、議第2号『農用地利用配分計画(案)に対する意見について』は、農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図る観点から、異議ないものと認めることで答申いたします。

議長(野崎会長)

続きまして、議第3号『事業計画変更申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局(阿部事務局長)

それでは、議第3号『事業計画変更申請について』御説明いたします。

18ページを御覧願います。今月の申請は1件で、面積198平米であります。

17番は、北入蔵三丁目地内の農地1筆、198平米を売買により取得し、駐車場4台の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円であります。場所につきましては、三条東病院の南側150メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

なお、本申請につきましては、議第4号の76番で農地法第5条の許可申請がなされております。

以上で説明を終わります。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長(7番田邊 稔委員)

議第3号『事業計画変更申請について』は、件数1件、面積198平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長(野崎会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり。)

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（野崎会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（阿部事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』御説明いたします。

20ページを御覧願います。今月の申請は5件で、合計面積2,605平米であります。

19ページをお願いします。

76番は、先ほど御審議をいただきました議第3号『事業計画変更申請について』で御説明させていただいた内容と同じでございますので、説明は省略させていただきます。

77番は、直江町三丁目地内の農地4筆、1,938平米を売買により取得し、宅地分譲10区画及び道路等の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号直江（三）交差点の北西440メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

78番は、東本成寺地内の農地1筆、255平米を売買により取得し、新規取得する宅地327.34平米と一体利用し、駐車場20台及び通路の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号土場（北）交差点の東側280メートル付近で、都市計画用途地域の工業地域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

79番は、土場地内の農地1筆、165平米を売買により取得し、住宅1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、国道8号土場（南）交差点の北西140メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

20ページをお願いします。

80番は、飯田地内の農地1筆、49平米を売買により取得し、新規取得する原野等518平米と一体利用し、住宅1棟、カーポート1棟の用地として利用したいものです。土地の売買価格は、1平米当たり約〇〇〇円です。場所につきましては、下田郷資料館の北側800メートル付近で、住宅等が連たんする区域内の農地であることから、農用地区分は第3種農地と判断されます。

以上で説明を終わります。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても、質疑の前に調査部会の調査結果を報告願います。

7番、田邊稔委員。

第3調査部会長（7番田邊 稔委員）

議第4号『農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について』は、合計件数5件、面積2,605平米で、書類審査及び現地確認結果など詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、新潟県農業会議への諮問につきましては不要と判断いたしました。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。御発言のある方、御発言を願います。

しばらくして御発言がないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（野崎会長）

それでは、異議ないものと認め、全件許可することといたします。

第3調査部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』、農政対策部会長より報告をお願いいたします。

農政対策部会長は栗原代理の隣に着席願います。

3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会の報告をいたします。

11月の総会で付託を受けました令和5年度農作業賃金・機械作業料金につきましては、12月27日開催の総会において、農政対策部会の原案に対して意見等の募集を行ったところ、作業賃金の一律化や作業料金の下方修正を求める意見がございましたが、本作業料金はあくまでも参考額であり、圃場の条件等により双方の話し合いで決めていただくよう記載していることから、原案のとおり決定とさせていただきました。なお、今回いただいた意見は、令和6年度の料金見直しのときの検討事項として取り扱わせていただきます。

続きまして、令和4年三条市賃借料情報を御覧ください。こちらは、令和4年1月か

ら令和4年12月までの1年間に締結された賃借契約をまとめたものです。令和4年に利用権が設定された金納の平均締結額は、前年との比較で三条地区は100円上がっており、栄地区は700円、下田地区は2,200円下がっております。

続きまして、三条市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）を御覧ください。こちらについても原案に対する意見等の募集を行い、非農地判断と担い手の定義に関する意見がございました。

非農地判断につきましては、2ページ中「ウ 非農地判断について」を、下線部のとおり修正いたしました。

また、担い手の定義につきましては、農林課が用いる農地の集積面積や集積率を農業委員会でも利用していることから、独自に担い手の定義を見直し、集積面積等を算定することはできませんので、原案のとおりといたしました。

農政対策部会からの報告は以上でございます。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で御質問がありましたら御発言をいただきたいと思います。

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

19番、廣川です。担い手の定義については、農業委員会が定めるものでないということは承知をしておりますので、それを農林課と共に協議をして、担い手の定義を見直したらどうだろうということがございますので、引き続きお願いをしたいと思ひますし、また今後受けられる方に認定農業者になってもらうような働きかけをしていただきたいと思いますということを重ねてお願いしたいと思ひます。

事務局（阿部事務局長）

担い手の定義につきましては、県との絡みもあると思ひますが、より広く捉えることができないか、農林課と協議しながら詰めていきたいと思ひておりますので、よろしくお願ひします。

議長（野崎会長）

19番、廣川委員。

19番（廣川哲也委員）

賃借料情報に関してでございますが、村上市がホームページに掲載している「参考賃貸借料」というようなものを三条市でも設定すべきというふうに思ひますので、御検討をよろしくお願ひいたします。三条市賃借料情報には、貸手と借手が十分に話し合い、納得の上で決めてくださいということが書かれていますが、実情は借手側の立場が強い場合も多いため、「参考賃貸借料」で歯止めをかけてやる、貸手のほうの立場も擁護してやるということが必要ではないかというふうに思ひますので、よろしくお願ひをいたします。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

その御提言につきましても、先ほど申し上げた令和6年度の料金見直しの際の検討事項とさせていただきますと思います。

議長（野崎会長）

ほかにございませんか。

御発言がないようですので、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を終わります。

農政対策部会長は自席へお戻りください。

議長（野崎会長）

続きまして、報第3号から報第6号まで、続けて事務局より報告をお願いします。

事務局（阿部事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中で質問がございましたら御発言をいただきたいと思ひます。

御発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（野崎会長）

農政対策部会の開催案内をお願いいたします。

農政対策部会長、3番、熊倉睦委員。

農政対策部会長（3番熊倉 睦委員）

農政対策部会は、2月20日午前9時30分から厚生福社会館第2集会室で会議を開催したいと思います。関係委員は出席をお願いいたします。

なお、案件につきましては、令和5年度三条市農業委員会事業計画（案）について等でございますので、よろしくをお願いいたします。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

それでは、来月の調査部会開催案内をお願いします。

第1調査部会長、9番、佐藤秀樹委員。

第1調査部会長（9番佐藤秀樹委員）

来月は、第1調査部会の当番でございます。2月24日午前9時から厚生福社会館第3集会室で会議を開催いたします。関係委員は出席をお願いします。

以上です。

議長（野崎会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は28日午前9時30分開会を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、長時間にわたって御審議いただきまして、ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉会いたします。

午前10時15分 閉会

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名する。

三条市農業委員会会長 野崎 文夫

議事録署名委員（ 3 番） 熊倉 睦

議事録署名委員（ 1 5 番） 佐藤 一富
